

# 入間市下水排除基準・除害施設設置基準 一覧表

平成28年7月1日現在

	項目	排除基準		特定事業場				その他の事業場												
		政令の基準	条例の基準	平均排除量(m <sup>3</sup> /日)				平均排除量(m <sup>3</sup> /日)												
				50	30	10	0	50	30	10	0									
有害物質	カドミウム及びその化合物*	0.03以下		10																
	シアン化合物	1以下																		
	有機燐化合物	1以下																		
	鉛及びその化合物	0.1以下																		
	六価クロム化合物	0.5以下																		
	砒素及びその化合物	0.1以下																		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下																		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと																		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下																		
	トリクロロエチレン	0.1以下																		
	テトラクロロエチレン	0.1以下																		
	ジクロロメタン	0.2以下																		
	四塩化炭素	0.02以下																		
	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下																		
	1, 1-ジクロロエチレン	1以下																		
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下																		
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下																		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下																		
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下																		
	チウラム	0.06以下																		
	シマジン	0.03以下																		
	チオベンカルブ	0.2以下																		
	ベンゼン	0.1以下																		
	セレン及びその化合物	0.1以下																		
	ほう素及びその化合物*	10以下																		
	ふっ素及びその化合物*	8以下																		
1, 4-ジオキサン	0.5以下																			
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下																			
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量*	380未満	380未満																		
環境項目	フェノール類	5以下		50				50												
	銅及びその化合物	3以下																		
	亜鉛及びその化合物*	2以下																		
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下																		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下																		
	クロム及びその化合物	2以下																		
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満																	
	浮遊物質(SS)	600未満	600未満											30	適			30	適	
	水素イオン濃度(PH)	5を超え9未満	5を超え9未満																	
	ノルマルヘキサン抽出物	鉛含有量	5以下									5以下								
		動植物油脂類含有量	30以下									30以下								
	窒素含有量	240未満	240未満																	
	燐含有量	32未満	32未満																	
温度	45°C未満	45°C未満																		
よう素消費量	220未満	220未満																		

【単位:mg/L】(ただし、水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除く)

(備考)

1 青色部分:直罰対象(特定事業場)に係る基準 水色部分:除害施設設置に係る基準

2 クロム類からマンガン類に係る直罰規程適用除外排水量は埼玉県「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」による

3 \* 一部の業種については、暫定基準が適用されます。